五四　水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令　一七　161　一六
五五　航空法施行規則の一部を改正する省令　二一　一
五六　水先法施行規則の一部を改正する省令　二七　168　二
五七　国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則　三一　172　九
○環境省
二七　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一七　161　一九
二八　下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令　一七　161　二〇

規則

○人事院
九―四九―四二　人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則　二八　一
特定個人情報保護委員会
一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則　一五　三

告示

○内閣府
二七二―構造改革特別区域計画を認定した件　一〇　155　一二
二七五　構造改革特別区域計画の変更を認定した件　一〇　155　一二
二七六　構造改革特別区域計画の変更を認定した件　一〇　155　一二
二七七―構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　一〇　155　一二
二八三―地域再生計画を認定した件　一〇　155　一三
二八四―地域再生計画の変更を認定した件　一〇　155　一三
二八五―地域再生計画の変更を認定した件　一〇　155　一六
二八六　総合特別区域の区域を変更した件　一〇　155　一六
二八七　内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件　一〇　155　一六
二八八　国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画を認定した件　一四　一
二八九―国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件　一四　二
二九〇　国家戦略特別区域法施行規則第三条第一項に規定する事業実施計画に記載すべき事業等を廃止する件　一五　158　三二
二九一　国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号ロ(1)の内閣総理大臣が定める要件の一部を改正する件　一五　158　三二
二九二　総合特別区域計画の変更を認定した件　二一　二
二九三―原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示　三一　172　九
七　○宮内庁
平成二十八年歌会始お題「人」の詠進歌の選者が定められた件　一　二
○公正取引委員会、消費者庁
三　鶏卵の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　一〇　155　一七
四　ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約及びペットフードの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二八　169　一

○国家公安委員会
一七　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件　一六　二
一八　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人栃木県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件　一六　二
一九　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターから代表者変更の届出があった件　一六　二
二〇　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　一七　二
二一　盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示　二四　三
二二　原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件　三一　172　一一
二三　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　三一　172　一〇
二四　普通自転車の型式認定番号を指定した件　三一　172　一一
六五　○金融庁
本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一　二
六六　金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の一部を改正する件　二　149　一
六七　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件　一三　二
六八　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一三　二
○復興庁
二九―東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　三一　172　一一
○総務省
二三三　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件の一部を改正する件　一　二
二三四　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件　一　二
二三五　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件　一　三